

責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム 規約

第1条（名称）

当団体は、任意団体「責任ある外国人労働者受け入れプラットフォーム」（英文名：Japan Platform for Migrant Workers towards Responsible and Inclusive Society (JP-MIRAI)）とする。

第2条（目的）

当プラットフォームは、日本において外国人労働者を受け入れる民間企業及び業界団体、労働組合、市民社会、メディア、研究者、関係省庁、政府関係機関、国際機関など全てのステークホルダーが協力することを通じ、

我が国の社会・経済の発展に不可欠となっている外国人労働者を巡り発生している諸課題について、持続可能な開発目標（SDGs）、国際労働基準、ビジネスと人権に関する国連指導原則等に基づき、労働・生活環境の改善を通じて、適正な外国人労働者の受入れを実現し、もって、世界の人々、とりわけ外国人労働者から信頼され選ばれる日本を目指し、

並びに外国人労働者の母国政府やステークホルダーとの連携を通じ、我が国及び外国人労働者の出身国の社会・経済が共に発展し、持続的な未来を創造することを目的として設立する。

第3条（事業）

当プラットフォームは、前条の目的を達成するため、全てのステークホルダーと連携し、以下の活動を行う。

- (1) 外国人労働者への有益な情報提供
- (2) 外国人労働者の抱える問題の把握（声を聞く）
- (3) 日本を含め各国の政府機関や国際機関等との連携による解決策の検討
- (4) 日本における外国人労働者の労働・生活環境の改善の必要性に関する啓発・広報・調査に基づく提言および具体的な活動の推進
- (5) 外国人労働者の適切な受け入れについての相互学習、会員相互間での情報交換・交流・協働の推進
- (6) 前各号に関連する分科会の設置と活動実施
- (7) 相談救済事業
- (8) 前各号に関連付帯する事業

第4条（会員の種別）

当プラットフォームは、正会員、個人会員、特別会員をもって構成する。

- (1) 正会員：「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム行動原則」¹に賛同する法人格を有する企業、団体並びに地方公共団体。

¹ 行動原則参照。

- (2) 個人会員：「プラットフォーム行動原則」に賛同する法人格を持たない団体、個人。
- (3) 特別会員：当プラットフォームの目的に賛同して財政的支援を提供する企業、団体、個人等。

2 当プラットフォームの活動を推進するために、関係省庁、政府関係機関、及び国際機関などを「サポーター」として、活動に支援を要請する。

第5条（会員の義務）

会員は、「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム行動原則」を遵守し、原則無報酬で、当プラットフォームの多様性を尊重したうえで、活動に積極的に参加・協力することとする。

- 2 会員企業・団体は、非公開情報の取扱規則²を遵守しなければならない。
- 3 会費は当面の間、徴収しない。（※規約改正までは）

第6条（会員の入会および退会）

当プラットフォームの会員として入会しようとする者は、所定の事項を記入した入会申込書を提出し、事務局の承認を経るものとする。

- 2 会員は、退会する場合は、書面をもって事務局に届け出ることとする。
- 3 会員は、当法人の目的および活動にそぐわない、もしくは当法人の名誉を傷つける重大な不正や不祥事があった場合には、アドバイザー・グループ（第8条）の助言に基づき、事務局が退会を命じることができる。

第7条（総会）

総会は、全ての会員をもって構成し、以下の事項について決定する。

- (1) 「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム行動原則」の採択及び修正
- (2) 活動の基本計画の採択及び修正
- (3) 事務局体制、アドバイザー・グループの承認
- (4) 本規約の改訂

第8条（アドバイザー・グループ）

会員の意見集約や専門的な見地からの検討をおこなうため、アドバイザー・グループを設置し、事務局の要請により、以下の点について審議し、事務局に提言する。

- (1) 第7条の各号に掲げる総会に提案する事務局案に関する助言
- (2) 分科会の設置・活動計画に関する助言
- (3) 会員への是正勧告・除名に関する助言
- (4) その他事務局が依頼した事項

2 アドバイザー・グループの構成は、正会員、有識者、特別会員の中から、事務局が推薦し、総会で承認を得る。

- 3 アドバイザー・グループは、事務局の要請、又は複数の構成員から提案があった場合に開催する。

² 本規約最終頁参照。

4 アドバイザリー・グループの開催事務及び進行役は事務局が行なう。

第9条 (専門家委員会)

外国人労働者の受入れに関わる専門的な見地からの検討をおこなうため、専門家委員会を設置し、事務局の要請により、以下の点について審議し、事務局に提言する。

(1) 第3条の各号に掲げる事業に関する助言

(2) その他事務局が依頼した事項

2 専門家委員会の構成は、正会員、有識者、特別会員の中から、事務局が推薦し、アドバイザリー・グループ会合で相談の上決定する。

3 専門家委員会は、事務局の要請、又は複数の構成員から提案があった場合に開催する。

4 専門家委員会の開催事務及び進行役は事務局が行なう。

第10条 諮問委員会

第3条(7)記載の相談救済窓口の設置にあたり、同窓口の実施・運営に関する助言を行うため、諮問委員会を設置し、事務局の要請により、以下の点について審議し、事務局に提言する。

(1) ビジネスと人権指導原則の観点から、パイロット事業を通じた相談救済メカニズム構築に向けた助言・知見提供

(2) パイロット事業の円滑な実施と重要な個別事案に関する検証・助言

(3) その他、本格フェイズに向けた助言

2 政労使・専門家等で構成し、事務局が、アドバイザリー会合及び専門家会合の助言を得て人選を行う。

3 諮問委員会は、事務局の要請、又は複数の諮問委員会構成員からの提案があった場合に開催する。

4 諮問委員会の開催事務及び進行役は、事務局が行う。

第11条 分科会

第3条に定める事業を推進するため、分科会を設置する。

2 分科会の設置・改廃は、アドバイザリー・グループの助言に基づき事務局が決定する。

3 分科会には、座長を置き、参加会員ともに活動を推進する役割を担う。

4 各分科会は、以下を実施する。

(1) 分科会の実施事項の企画・立案・実施。

(2) 分科会は、会員およびサポーターが参加できるものとする。

第12条 事務局

プラットフォーム全体の業務を推進し、各種会合・分科会を開催し、プラットフォームを運営するため、事務局を設置する。

2 事務局は、一般社団法人 JP-MIRAI サービス、独立行政法人国際協力機構 (JICA) 並びに株式会社クレアン及び株式会社 JTB が共同事務局を担う。

3 共同事務局は、互選により、共同事務局の中で、事務局長を置くことができる。

4 事務局は、以下を実施する。

- (1) 日本社会への発信を行うためのフォーラムを企画し、実施する。
- (2) 外国人労働者への情報提供を行うためのウェブサイトを構築・運営をする。
- (3) 外国人労働者から提起された（労働者の声）課題について、ステークホルダーと課題を共有し、解決策を検討する。
- (4) 送出し国の政府や団体の調査を企画し、実施する。
- (5) 会員企業や自治体による優良事例の調査を企画し、実施する。
- (6) 上記活動を遂行するための分科会を設置・改廃を決定する。
- (7) 年間活動計画及び活動報告を作成し、アドバイザー・グループの助言を得て総会に提出する。
- (8) 会員を募集し、入退会事務および入会の承認を行う。
- (9) 活動経費の管理及び会計業務
- (10) 総会、アドバイザー・グループ、専門家委員会、諮問委員会、分科会の開催事務を行う。
- (11) 相談救済事業
- (12) JP-MIRAI とステークホルダーとの連携推進
- (13) その他プラットフォームの推進に必要な事項

第13条 会計

事務局が、活動経費を管理し、総会に会計報告を行う。

2 当面、特別会員の資金提供により、プラットフォームを運営することが想定されているが、事務局は、資金提供元の会計ルールに従い会計事務を行ない、監査も資金提供元のルールに従って受けることとする。

3 活動計画および予算は、事務局はアドバイザー・グループに半期に一度報告する。

第14条 （規約の変更）

本規約の変更は、総会の決議をもって承認される。

<附則>

本規則は、2020年11月16日より実施する。

2 本プラットフォームは、設立より凡そ2年間は、準備フェイズと位置づけ、会員の拡大に重点を置くため、会費を徴収せず、JICA 及び特別会員の資金提供により運営をすることを想定する。

3 準備フェイズ終了後については、プラットフォームの法人格の取得や会費の徴収を行う事を想定しているが、具体的には準備フェイズ期間中にアドバイザー・グループと協議し、総会に提案する。

制定 2020年11月16日

改定 2021年12月6日

改定 2022年7月5日

非公開情報の取扱規則

第1条(目的)

本規則は、非公開情報の取扱いについて定め、もって当プラットフォーム参加企業・団体・個人の不利益を防止することを目的とする。

第2条(定義)

非公開情報とは、当プラットフォームや分科会が作成、又は取得した情報及び成果物のうち、開示先が限定された文書（紙媒体又は電子媒体を問わない）及び文書化されていない情報を指す。

第3条(開示制限)

非公開情報の開示を受けた当プラットフォーム参加企業・団体や関係機関等は、当該情報を指定された開示先以外に開示してはならない。

2 当プラットフォーム参加企業・団体・個人や関係機関等以外を開示先に含める場合は、当該開示先に対し、非公開情報が指定された開示先以外に開示されないように処置する。

3 当プラットフォーム及び事務局から開示された非公開情報を基にして、二次著作物が作成される場合には、当該二次著作物の開示先と著作権の所有者を明確にした上で、開示の可否を判断する。

4 検証等を目的として、非公開情報を開示する場合は、当該開示先に対し、目的外に使用されないように処置する。

第4条(責任範囲)

当プラットフォームは、本規則に反して非公開情報が漏洩した結果生じた一切の瑕疵に責任を持たない。

規則の変更

第5条

本規則の変更は、総会の決議をもって承認される。

附則

本規則は、2020年11月16日より実施する。